

学校経営のポイント

“命名の夢・期待”を开花させる教育的取組み

若井 彌一

つい最近の報道によると、法務省が、戸籍法施行規則で定められている「人名用漢字」の範囲を年内にも大幅に拡大する方針を固めたという。

今回は、人名にちなんだ話題を提供してみたい。

“人名用漢字”は戸籍法施規で制限

人名用漢字という呼称の仕方があるのは大方の常識に属することであるが、その根拠はどこにあるかと問われると、即座に戸籍法施行規則であると答えられる人はおそらく少数派に属することになる。

現在、戸籍上の人名に使用することができるのは、直接的には同施行規則で285字であるとされているが、根本規定は戸籍法第50条の「子の名には、常用平易な文字を用いなければならない」（第1項）、「常用平易な文字の範囲は、法務省令でこれを定める」（第2項）というものである。

この根本規定を受けて、施行規則では第60条で次のように定めている。

第60条 戸籍法第50条第2項の常用平易な文字は、次に掲げるものとする。

- 一 常用漢字表（昭和56年内閣告示第1号）に掲げる漢字（括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものに限る。）
- 二 別表第二に掲げる漢字
- 三 片仮名又は平仮名（変体仮名を除く。）

常用漢字は知られているように1945字であり、これに加えて285字の計2230字が人名として使用できるということになる。

人名として使用できる漢字が2230字に限定されていることに強い不満をもっている人もいれば、自分の子どもの命名について片仮名や平仮名を用いた

人や、自分の名が片仮名や平仮名であり、それになじんでいる人の場合には人名漢字の範囲なんかどうでもよい、と思っている人もいるかもしれない。

人名漢字の範囲をどれくらい拡大するかについては、今後の動きに注目することとして、法務省の今回の方針を促している背景として、現行の人名漢字では不満とする例が多く出ていることに注意を払いたい。

“命名の夢・期待”にこたえる

そして、教育の場でも、人名に託されている夢や期待の大きさを改めて想起し、個々の人名に託されている夢・期待を児童・生徒に自覚させ、それぞれの目標に向かって努力することを促すひとつの契機としたい。

人間の一生は、じつに多様であり、その本人でさえ将来を予測できない事態に遭遇することも珍しくない。また、これからの日本の将来自体、必ずしも明るい展望を抱けない（抱きにくい）状況下にあるが、そういう状況下にあればこそ、一人ひとりの児童・生徒に、困難に負けずに、その名に託された親や親しい人々の夢・期待にこたえて、広い視野をもって前向きに生き抜くことの積極的意義を理解させ、本人の実践的努力を促すことに特段の意を用いたいものである。

（わかい・やいち＝上越教育大学教授）

■お知らせとお願い■

…本紙は、購読料不要です。配信の中止・FAX番号変更等の場合は、抹消・登録に必要な宛先、新・旧FAX番号、等を必ずご明記くださるようお願いいたします。

●新刊ご案内●

最新刊！

教育開発研究所刊

★通知票への記入にも生かせる 新しい評価の理解と所見欄への豊富な記入文例！

【監修】高野尚好（帝京大学教授・元筑波大学教授）A5判 200頁・定価2100円

小学校『新指導要録の記入文例』（好評発売中）

★予約受付中★ 中学校『新指導要録の記入文例』（1月末日刊予定）